



栃木県公報

平成 27 年
9月29日(火)
第2720号

目 次

規 則	
○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	833
告 示	
○生活保護法による指定医療機関の指定	834
○生活保護法による指定施術機関の名称等の変更	834
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	835
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退	835
○地籍調査事業計画の決定	836
○農用地利用配分計画の認可	836
○遊魚規則の変更	838
○道路の区域の変更	838
○道路の供用開始	839
公 告	
○農用地利用配分計画の縦覧等	839
○県営土地改良事業に係る換地処分	840
調達等公告	
○入札公告	840

規 則

栃木県規則第四十三号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

栃木県知事 福田 信一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六第一項に規定する資金 十二年以内

第三条第二項中「前項第三号、第四号及び第七号」を「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」に改める。

附則第三項中「第一項第三号」を「第一項第一号及び第四号」に、「同項第一号」を「同項第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第四号から第七号まで」を「同項第五号から第八号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

告 示

栃木県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26年12月1日	さいとうハートアンドキッズクリニック	大田原市浅香1-4-3
平成27年4月1日	医療法人メープル会 くろばね齋藤醫院	大田原市黒羽田町612
平成27年4月1日	医療法人メープル会 さいとうハート&キッズクリニック	大田原市浅香1-4-3
平成27年4月1日	中津川歯科クリニック	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原2388-3
平成27年4月1日	みぶ薬局	下都賀郡壬生町中央町10-12
平成27年6月1日	大沢調剤薬局 神田町店	栃木市神田町21-17
平成27年6月1日	ウエルシア薬局 下野小金井店	下野市柴830-1
平成27年7月1日	カワチ薬局 鹿沼南店	鹿沼市西茂呂4-4-1
平成27年8月1日	ウエルシア薬局 日光今市大沢店	日光市木和田島1567-4
平成27年8月5日	成田デンタルクリニック	栃木市河合町7-9

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成27年4月1日	アスアルク株式会社	佐野市吉水町751-1	アスアルク訪問看護リハビリステーション小山	小山市天神町2-1-35 ネオハウス101

栃木県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成27年 2月1日	森戸 裕之	-	モリト鍼灸マッサー ジ治療院 (モリト治療院)	鹿沼市武子2015 (鹿沼市千渡1003-3)

(注) 表中の () は変更前のもの

栃木県告示第468号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成27年3月31日	くろばね齋藤医院	大田原市黒羽田町612
平成27年3月31日	さいとうハートアンドキッズクリニック	大田原市浅香1-4-3
平成27年3月31日	祖母井デンタルクリニック	芳賀郡芳賀町祖母井1048-6
平成27年3月31日	中津川循環器科内科クリニック（歯科）	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原2388-5
平成27年6月30日	こう耳鼻科クリニック	小山市雨ヶ谷738-1
平成27年6月30日	かなえ歯科クリニック	足利市大橋町1-1828-10
平成27年7月31日	株式会社一心堂薬局	佐野市葛生西3-12-6
平成27年8月1日	入江歯科医院	小山市犬塚732

栃木県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

指定辞退年月日	名 称	所 在 地
平成27年3月31日	みぶ薬局	下都賀郡壬生町中央町10-12
平成27年4月11日	たかはし歯科医院	佐野市赤見町3042-1
平成27年5月11日	星デンタルクリニック	鹿沼市下田町1-5002-3

平成27年 6 月 3 日	石井医院	芳賀郡茂木町河井1279
---------------	------	--------------

(保健福祉課)

栃木県告示第470号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 9 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅳ、東横田・上御田、中島Ⅰ、中島Ⅱ、中里原Ⅵ・金田Ⅲ、宝木Ⅲ・駒生Ⅲ、宝木Ⅳ・駒生Ⅳ、東谷Ⅰ・下横田Ⅰ、下反町・羽牛田及び下田原Ⅴ地区	平成27年 4 月13日から
佐野市	佐野市のうち植上Ⅰ地区	
日光市	日光市のうち中三依Ⅱ及び和泉Ⅳ地区	
小山市	小山市のうち羽川Ⅵ、粟宮Ⅰ及び粟宮Ⅱ地区	
大田原市	大田原市のうち大豆田Ⅱ・黒羽向町Ⅰ及び大豆田Ⅲ・黒羽向町Ⅱ地区	
矢板市	矢板市のうち土屋Ⅳ及び乙畑Ⅵ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち三本木、沼野田和Ⅰ・木曾畑中及び下中野Ⅰ地区	
さくら市	さくら市のうち馬場Ⅰ、押上Ⅰ及び長久保Ⅰ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち大里Ⅰ、大里Ⅱ、大木須Ⅳ、大木須Ⅴ、福岡Ⅱ、田野倉Ⅰ、田野倉Ⅱ・田野倉Ⅲ、田野倉Ⅳ・田野倉Ⅴ、大金Ⅰ・大金Ⅱ、八ヶ代Ⅰ、八ヶ代Ⅱ及び東原・小河原地区	
下野市	下野市のうち小金井Ⅳ、小金井Ⅴ及び石橋南部地区	
上三川町	上三川町のうち磯岡Ⅱ・西汗Ⅰ、西汗Ⅱ、大山Ⅱ、三村Ⅰ、三村Ⅱ及び鞘堂Ⅰ地区	平成28年 3 月31日まで
益子町	益子町のうち大郷戸、山本Ⅰ、山本Ⅱ、本沼Ⅰ、本沼Ⅱ、本沼Ⅲ、梅ヶ内、小泉Ⅰ、小泉Ⅱ及び小泉Ⅲ地区	
茂木町	茂木町のうち山内Ⅳ、深沢Ⅰ及び町田・千本Ⅰ地区	
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢 4、下高根沢 5、下高根沢 6、下高根沢 7、東水沼 1、東水沼 2、下高根沢東水沼 1 及び下高根沢東水沼 2 地区	
野木町	野木町のうち若林Ⅰ地区	
塩谷町	塩谷町のうち宿下・宿上Ⅰ地区	
高根沢町	高根沢町のうち太田Ⅱ、寺渡戸Ⅱ及び平田地区	
那須町	那須町のうち旧黒田、音羽町Ⅱ及び上川地区	
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅸ、馬頭Ⅹ、和見Ⅴ及び大内Ⅰ地区	

(農村振興課)

栃木県告示第471号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福田 富一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける 土地の所在及び地番	認可年月日
氏名又は名称	住所		
柴崎恒次	栃木市岩舟町曲ヶ島886番地	栃木市岩舟町曲ヶ島字本郷754番ほか13筆	平成27年9月16日
井上俊男	栃木市岩舟町静和838番地	栃木市岩舟町静和字久保田向177番1ほか6筆	平成27年9月16日
船田公平	栃木市岩舟町静和880番地	栃木市岩舟町静和字西田堀前270番ほか2筆	平成27年9月16日
田中誠	栃木市岩舟町和泉197番地2	栃木市岩舟町鷺巣字茶ノ木田232番1ほか6筆	平成27年9月16日
落合晃雄	栃木市岩舟町静和873番地	栃木市岩舟町静和字土橋191番ほか7筆	平成27年9月16日
三柴昇	栃木市岩舟町静戸1482番地3	栃木市岩舟町静和字本郷道下1205番	平成27年9月16日
田中正太郎	栃木市岩舟町和泉194番地	栃木市岩舟町和泉字鶴巻1018番ほか3筆	平成27年9月16日
稲葉功	栃木市岩舟町和泉224番地	栃木市岩舟町和泉字川入383番2	平成27年9月16日
伊藤秀二	大田原市小滝563番地46	大田原市市野沢字弘法沢2258番	平成27年9月16日
小高祐幸	大田原市羽田227番地	大田原市乙連沢字赤土川1359番ほか2筆	平成27年9月16日
古内正昭	大田原市北金丸1569番地	大田原市北金丸字北の内370番2ほか4筆	平成27年9月16日
蓮實伸也	那須塩原市野間74番地2	大田原市羽田字四斗蒔2106番ほか6筆	平成27年9月16日
宇田貢	大田原市藤沢36番地	大田原市藤沢字琵琶池45番16ほか2筆	平成27年9月16日
三森富男	大田原市両郷1252番地	大田原市両郷字三坪内2468番1ほか2筆	平成27年9月16日
黒澤昭治	大田原市北滝636番地	大田原市北滝字塚ノ内914番1ほか2筆	平成27年9月16日
川上清	大田原市北滝886番地	大田原市北滝字塚ノ内823番1	平成27年9月16日
川上重光	大田原市北滝1020番地	大田原市北滝字西ノ内949番	平成27年9月16日
人見好広	大田原市富池837番地	大田原市奥沢字境ノ内42番1ほか15筆	平成27年9月16日
渡邊大輔	大田原市平沢293番地	大田原市親園字砂ノ目1516番ほか22筆	平成27年9月16日

株式会社アグリタカノ 代表取締役 高野 稔	大田原市片府田1003番地	大田原市片府田字織田堀884番 ほか7筆	平成27年9月16日
深 澤 邦 道	大田原市蛭田417番地	大田原市蛭田字中宿前940番1 ほか4筆	平成27年9月16日
有限会社ジョセフィン ファーム 代表取締役 坂主 正	大田原市蛭田383番地	大田原市蛭田字小坂下1270番ほ か1筆	平成27年9月16日
農事組合法人ふたわ 代表理事組合長 生田 目 美尾	大田原市佐良土2343番地	大田原市佐良土字上ノ原2941番 1ほか2筆	平成27年9月16日
中 島 隆 利	那須町大字豊原丙4009番地 4	那須町大字豊原丙字出来井戸 3799番1ほか12筆	平成27年9月16日

(経営技術課)

栃木県告示第472号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 漁業権者の住所及び名称
小山市大字立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第16号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
第7条第1項中「の遊漁料」の次に「（消費税額を含む。）」を加え、同項の表中「3,800円」を「4,000円」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成27年9月29日

(生産振興課)

栃木県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年9月29日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福田 富 一

- I
道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 福良羽川線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
214	前	小山市大字高橋132-2 から 小山市大字高橋849-1 まで	6.8 ~ 16.2	60.0	
	後	小山市大字高橋132-2 から 小山市大字高橋849-1 まで	12.2 ~ 16.3	60.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山城内線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
329	前	小山市大字小薬436番1 から 栃木市高谷町30番1 まで	5.4 ~ 12.0	1221.1	
	後A	小山市大字小薬436番1 から 栃木市高谷町30番1 まで	5.4 ~ 21.8	1221.1	
	後B	小山市大字小薬436番1 から 栃木市高谷町30番1 まで	16.0 ~ 21.8	1039.8	

栃木県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年9月29日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
35	主 要 地 方 道 宇 都 宮 結 城 線	小山市大字高橋650-1 から 小山市大字高橋310-2 まで	平成27年9月29日
238	主 要 地 方 道 伊 王 野 白 河 線	那須郡那須町大字蓑沢字前原937-1 から 那須郡那須町大字大畑字石平372-1 まで	平成27年9月29日
271	主 要 地 方 道 足 利 環 状 線	足利市山川町964-1 地先から 足利市山川町966-1 地先まで	平成27年9月29日

(道路保全課)

公 告

○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成27年9月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人しのい夢 ファーム 代表理事組合長 手塚 秀一	宇都宮市篠井町1564番地	宇都宮市篠井町字畑ケ中浦1293番1ほか255 筆
農事組合法人農村元氣は が 代表理事 綱川 欣典	芳賀郡芳賀町大字東高橋1043番 地	芳賀郡芳賀町大字祖母井字上野原1942番1ほ か5筆
野 口 浩 志	栃木市岩舟町静1078番地1	栃木市岩舟町静字諏訪364番2ほか2筆
大 久 保 矩 男	小山市大字上泉852番地	栃木市大平町伯仲字八幡662番
石 川 博 一	栃木市大平町西野田1096番地	栃木市大平町西野田字八反田1125番ほか3筆
中 島 英 明	栃木市大平町伯仲1911番地1	栃木市大平町伯仲字姥神299番ほか1筆

(経営技術課)

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営武名瀬川地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年 9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成27年 9月 8日
- 2 換地処分の内容
平成27年 7月 3日付け栃木県告示第338号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年9月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 平成27年度森を育む人づくり事業 木製学習用机・椅子製作業務
 - (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期限 平成28年 3月30日
 - (4) 納入場所 別に定める県内の小中学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「家具、日用品類」のうち小分類「家具、インテリア」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 平成27年10月14日から同月21日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 県内に本店を有する者であること。

(5) 過去15年以内に当該業務又は類似の業務の実績がある者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班
電話028-623-3277

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年10月21日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5

イ 開札の日時及び場所 平成27年10月21日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5

(3) その他 入札説明書は、平成27年10月2日から同月20日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(林業振興課)